

会員の皆さんへ

「フリーランス法」の制定を踏まえて 就業機会の提供に関する契約関係を見直します

令和6年11月1日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が施行されました。これまで、フリーランス法施行に伴う影響については、はんだシルバー通信等でお知らせしてきましたが、この法律の趣旨※を踏まえ、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、**令和8年4月から契約方法の見直しを行います。**

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造となっています。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

皆さんにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

■見直しのイメージ

図1

【現行】

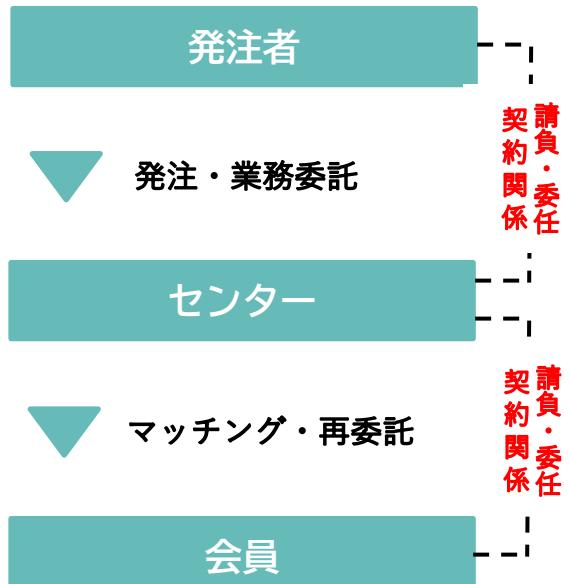
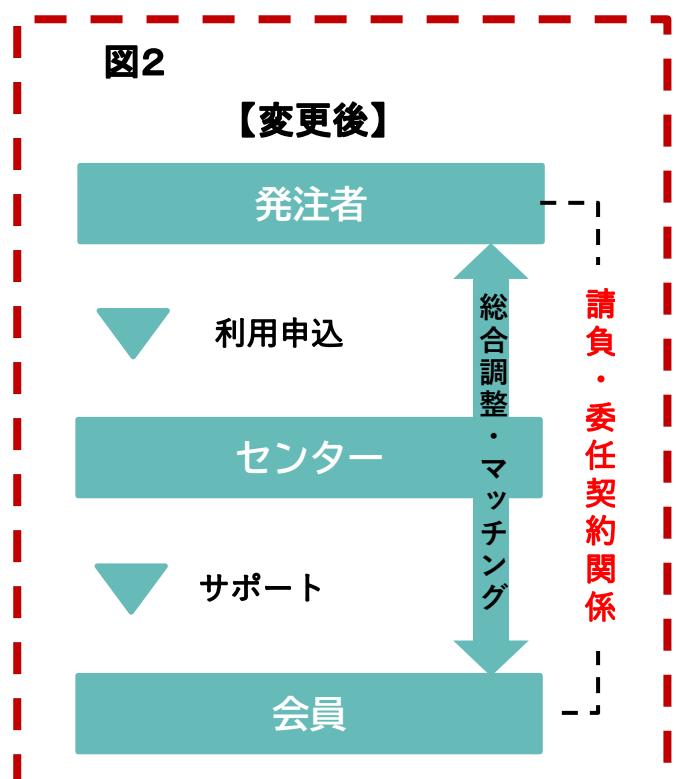


図2

【変更後】



※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

契約方法の見直しによる現行との変更点

1 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わることはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが対応します。

会員の皆さんには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

2 就業条件への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することに変わりはありませんが、今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し（口頭説明を含む）した上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくことになります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することになります。

なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「就業条件明示書」を書面または電磁的方法（会員専用サイト「Smile to Smile」）により明示しますので、どちらかの手段でお受け取り下さい。

3 デジタル化による対応について

会員への「就業条件明示書」の発行について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。

このため、センターでは「就業条件明示書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるよう会員専用サイト「Smile to Smile」の利用登録を進めてきましたが、利用促進を加速するため、未登録の全会員に利用のための通知書等を発送しますので利用登録を行ってください。（通知等が届かない場合や質問があればセンター職員にお尋ねください。）

4 報酬の扱いについて

配分金については、名称が「会員業務委託料」に変わりますが、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、確定申告に係る扱いについても現行と変わりません。